

令和6年度愛媛地方最低賃金審議会第1回愛媛県最低賃金専門部会議事要旨

| | | | |
|------|---|-------|-------|
| 開催日時 | 令和6年8月2日（金）午前10時00分～午後0時00分 | | |
| 場所 | 松山若草合同庁舎共用大会議室 | | |
| 出席状況 | 公益代表委員 | 出席 3名 | 定数 3名 |
| | 労働者代表委員 | 出席 3名 | 定数 3名 |
| | 使用者代表委員 | 出席 3名 | 定数 3名 |
| 主要議題 | 1 部会長及び部会長代理の選任について 2 会議の公開について 3 資料説明 4 金額審議 5 その他 | | |
| 議事要旨 | <p>本会議は《公開・非公開》 {但し、二者間の金額審議は非公開}</p> <p>1 部会長及び部会長代理の選任について 部会長に森本委員、部会長代理に井上委員が選任された。</p> <p>2 会議の公開について 公労使三者構成となる審議については原則として公開とし、公労・公使の二者間で行う金額審議や、三者構成となる審議であっても採決など部会長が必要と判断した場合は非公開とすることとなった。</p> <p>3 資料説明 事務局より、委員へ配布した資料の説明を行った。 令和4年度の最低賃金と生活保護水準との関係について、令和4年10月5日発効の愛媛県最低賃金時間額853円は、愛媛県の生活保護水準を下回っていないことについて、専門部会の報告書に盛り込むこととを確認した。</p> <p>4 金額審議</p> <p>(1) 労働者側の主張</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本年度の春季生活闘争では、近年にない水準での賃上げが報告されている。経済を活性化していくためには未組織労働者へと波及させることが重要である。 ○ 現在の最低賃金は全国加重平均で1,004円となっているものの、愛媛は897円と1,000円には程遠い状況であるため、誰でも時給1,000円を早期にクリアすることを念頭に置いている。また、連合が独自に算出している連合リビングウェイジ1,050円を大きく下回っている。 ○ 2年連続で続く物価高は、最賃近傍で働く労働者に与える影響が大きいため、審議に当たっては生計費を重視したい。 ○ Bランクの愛媛県の総合指数を見ても、総合指数で愛媛県を下回るCランクの県以上の最低賃金額である必要性を考えている。 ○ 全業種において人材不足は大きな課題となっている。各種データに基づき連合独自で時間当たりの賃金と求人募集賃金を算出しているが、愛媛県においても1,000円 | | |

を超えていたという結果が出ており、パートタイム労働者の1求人票当たりの募集賃金平均額が1,085円と愛媛県最低賃金を大きく上回っている。

- 法人企業統計を見ても企業の経常利益は堅調に推移しており、最低賃金審議における一つの考慮要素である「通常の事業の賃金支払い能力」については総じて問題ないと考えている。
- 以上の主張を踏まえ、連合リビングウェイジ1,050円という考え方に基づき、現行の愛媛県最低賃金から153円引き上げた1,050円（引上げ率17.06%）の金額が提示された。

（2）使用者側の主張

- 最低賃金の引上げ率は、基本的に現実の賃金伸び率とパラレルの数値にしなければ給与体系のバランスにも影響することから、賃金改定状況調査結果の第4表のデータを主体に考えるべきであり、併せて、経団連などが集計した中小企業の春闘結果も参考にしたいと考えている。
- 「日本商工会議所・東京商工会議所の調査結果」及び「四国財務局の特別調査結果」によると、とりわけ最低賃金の引上げに影響が大きいと思われる中小企業においては、
 - ・ 原材料価格やエネルギー価格などのコストが上昇している中で、人材確保のため、利益を削って賃上げに取り組むも、十分な人材の確保には至らず、労働時間の上限規制や就業調整などの制約を受けながら事業を実施していること、
 - ・ 人材を確保したい事情もあり、精いっぱいの努力をして賃上げしたにもかかわらず、その結果の賃上げ率は3%台が多数であること、
 - ・ 賃上げの原資を確保するための価格転嫁が進んでいないことなどが明らかとなっている
- 中小企業の賃上げに関する全国及び四国の状況を踏まえれば、
 - ・ 物価上昇に伴う生計費の上昇など、最低賃金を引き上げることの必要性は理解できるが、通常の賃金支払い能力を超えた過度の引き上げ負担を使用者が負わないようにすることが必要
 - ・ 指標としては、「令和6年度賃金改定状況調査結果」の第4表の賃金の引き上げ率や中小企業の賃金の状況を対象とした調査結果などが考えられる。この場合、賃金の引き上げは、防衛的に行っている、すなわち事業実績を伴わない引き上げを行っている企業が多いことも念頭に置くべきである。
 - ・ 昨年以上の目安金額の引上げとなった理由として、物価上昇への対応についても挙げられていることから、昨年の物価の上昇率と比較して本年の上昇率はどうなのかといった議論も必要である。
 - ・ 過大な影響が発生しないように、影響率にも注目する必要がある。
- 以上の主張を踏まえ、令和6年度賃金改定状況調査結果の第4表に基づき、現行の愛媛県最低賃金から22円引き上げた919円（引上げ率2.45%）の金額が提示された。

（3）審議結果

労使各側委員の提示額に隔たりがあることから、部会長は、各側委員に対して結審に向けて歩み寄りを促し、審議を終了した。

5 その他

事務局から、今後の審議日程について説明を行った。

以上